

改正

平成21年7月6日条例第24号

平成26年3月31日条例第13号

奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、奄美市内において次の各号のいずれかに掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税について、奄美市税条例（平成18年奄美市条例第76号）の特例を定めるものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業
- (4) 奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業（下宿営業を除く。）

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第14号）第1条第1号イに定める特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該特別償却設備である構築物の敷地である土地（平成11年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(固定資産税の課税免除の期間及び額)

第3条 固定資産税の課税免除の期間及び額は、家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該特別償

却設備である構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税に相当する額とする。

(固定資産税の課税免除適用工場等の指定)

第4条 固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、あらかじめ、その新設し、又は増設しようとする第1条各号に規定する事業の用に供する施設ごとに市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 市長は、指定の際、必要な条件を付することができる。

(報告)

第5条 市長は、前条第1項の規定による指定を受けた者に対し、固定資産税の課税免除を行うために必要な報告を求めることができる。

(指定の取消し)

第6条 市長は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

(1) 事業の廃止又は休止があったとき。

(2) 第4条第2項に規定する条件に違反したとき又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 前条に規定する報告をしなかったとき。

(4) その他事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例（平成11年名瀬市条例第24号）、奄美群島振興開発促進条例（平成17年住用村条例第3号）又は笠利町奄美群島振興開発促進条例（平成17年笠利町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年7月6日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美市奄美群島振興開発特別措置法に基づく市税の特別措置に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日条例第13号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。